

第3章 5年間で実施した具体的な重点施策の検証

前戦略で行った各プロジェクトの重点施策及び指標について、次のとおり検証をしました。

1 実績及び検証結果

(1) えひめの生物多様性パワーアッププロジェクト

里地里山における耕作放棄地の増加等により、本県の野生動植物の生息・生育環境の悪化に対応するため、実態調査等に基づく各種対策を実施し、えひめの豊かな生態系の保全に努めた。

①具体的な重点施策の実績と検証

	具体的重点施策		実績等
	項目	主な内容	
えひめの生物多様性パワーアッププロジェクト	愛媛県レッドデータブックの改訂	平成14年度に作成したレッドデータブック(RDB)を改訂する。	愛媛県レッドデータブック改訂(H26年10月)。
		次回のレッドデータブックの改訂作業を効率的かつ経済的に実施するため、毎年度、モニタリング調査を行い、野生動植物分布情報データベースを更新する。	愛媛県レッドデータブック改訂データを以前のデータに追加して、野生動植物データベースシステムを構築した。今後は、継続して調査やデータベース更新を行う。
	特定希少野生動植物の保護管理	保護管理事業計画を定め、モニタリング調査、個体群の再生増殖を進めるとともに、保護管理事業を実施する団体を育成・支援する。	特定希少野生動植物に係る保護管理計画を策定するため、ダルマガエル、コガタノゲンゴロウ等の調査を実施。 また、ハッチョウトンボ、カスミサンショウウオ、ウンラン、ハマビシについて保護管理事業を行い、保護管理団体の育成支援に努めた。 基本的な事項であることから今後も継続して実施を行う。
	生物多様性配慮指針の作成	環境影響評価の対象とならない開発行為にあっても、生物多様性に配慮するための指針を作成し、その的確な運用を図る。	希少野生動植物分布情報の開示を行うシステム整備及び運用が遅れたこと等からそれらを活用する生物多様性配慮指針の作成はできていない。しかし、小規模な公共工事等での生物多様性配慮は必要であることから、配慮指針の作成は継続事項とする。
	生態系ネットワークモデルエリアの設置	野生生物の生息・生育の拠点となる奥山、里地里山、河川・ため池、干潟のコアエリアやそれらを結ぶ回廊を設定するための調査研究を行い、本県の生態系ネットワークのモデルエリア設置を進める。	生物多様性保全・再生モデル地区(今治市大三島地区、愛南町一本松地区)を設定し、各地域で生きもの調査等を実施する保全団体の設立及び活動支援を実施した。しかし、各モデル地区間のネットワーク化は図られていないことから、引き続きネットワーク構築やモデル地区の設置を推進していく。
	外来生物対策の推進	アライグマ、ソウシチョウ、スクミリンゴガイ等の生息等の情報収集と防除計画策定支援を進め、早期発見、早期対応を図る。	アライグマ、セアカゴケグモ等の特定外来生物の情報収集や各市町との連携を図り、捕獲防除等の支援や防除計画の策定支援に努めた。しかし、各市町の防除計画の策定は進んでいないため、引き続き外来生物対策の推進を図る。
	野生鳥獣の保護管理の徹底	第11次鳥獣保護管理事業計画に、新たに狩猟者の確保・育成の強化策を盛り込み、野生鳥獣の個体数管理を徹底する。	約3,900人の狩猟者を確保すると共に、イノシシ及びニホンジカの特管理計画を策定し、イノシシ、ニホンジカの捕獲を強化した。 今後は計画の見直しを行いながら保護管理の推進を図る。
多様な人々の連携による里地・里山・里海の再生	NPO、JA、農林水産業者、地域住民等が連携したうえで、耕作放棄地の解消等、里地・里山・里海の再生モデル地区を設置し、多様な生き物が生息・生育する環境を回復するだけでなく、農林水産業の生産・販売、エコツーリズムなど都市農村交流などを進める。	日本型直接支払制度(多面的機能支払・中山間地域等直接支払)により農業、農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を実施した。法制化されたことや今後においても耕作放棄地防止のため等から取組を継続する。	

②指標についての実績と検証

目 標 項 目	戦略策定年(H23年)	現状値(H28年)	目標値(H28年)	備 考
絶滅のおそれのある野生生物の割合	15% (H21)	9%	15%	H26年度レッドデータブック改訂
	H23年より割合は下がっているが、レッドデータブック2014の改訂に伴い対象種数が増加したためである。内容でみると掲載種が360種増加し、また絶滅の危険度が93種において上がっており、依然として危機的な状況にある。			
特定希少野生動植物の指定	13種	13種	18種	
	指定種の追加は行っていない。今後は指定種の追加等を検討していくこととする。			
特定希少野生動植物保護区の指定	6ヶ所	6ヶ所	8ヶ所	
	保護区の追加指定は行っていない。今後は必要に応じて保護区の指定等見直しを図っていく。			
特定希少野生動植物保護管理計画の策定	4計画	4計画	6計画	
	ダルマガエル(ナゴヤダルマガエル)について平成26年度に保護管理計画策定を目指していたが生息状況の確認ができなかったことから、現在も情報収集継続中。 また、平成27年度からはコガタノゲンゴロウについて保護管理計画の策定に取り組んでいる。			
耕作放棄地の面積 (国:H24年12月から荒廃農地面積に変更)	12,568ha (H22)	11,549ha	2,765haを対象に再生利用に取り組む (H25)	H27環境白書
	実績では減少傾向となっているが、耕作放棄地の農地が地目変更を受け農用地面積から削除されたものも含まれており、正しい検証ができないため今回の検証からは除外する。			
藻場造成面積	359.61ha (H21)	364.64ha	366.41ha (H26)	H27環境白書
	数値としては増加しているが、自然の藻場が増加したのではなく、魚を寄せる機能を備えたブロック等のハード整備面積を積上げたもので、自然の藻場の造成とは異なるものであり、今回の検証からは除外する。			

(2) えひめの生物多様性認識度3割アッププロジェクト

県民世論調査から、「生物多様性」という言葉が浸透していない実情や、幼少期からの経験等から生きものへの無関心層が多くなったとも言われていたことから、県民参画型の学習・体験の推進や生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換の提案などを通じて、生物多様性の浸透を図った。

①具体的な重点施策の実績と検証

	具体的重点施策		実績等
	項目	主な内容	
えひめの生物多様性認識度3割アッププロジェクト	内なる生物多様性の発掘	住民座談会やワークショップなど県民参加型イベントを開催する。	県下で生物多様性を体験できる県民参加型のワークショップを332回開催し、内なる生物多様性の発掘と普及に努めた。
	普及啓発の推進	生物多様性カードやWEBを用いた生物多様性普及啓発えひめプログラムを策定する。	生物多様性に係るワークショップをベースに、県下で体験できる125の生物多様性体験プログラムについて、生物多様性カードに取り纏め、WEBで「いきものワンダーガイド～えひめ生物多様性ナビ～」として公開した。
		保育士、教員、農林水産業者、企業人、地域のリーダー等を対象とした自然観察会、研修会を実施する。	H25年11月には「自然観察指導員研修会」を開催した。また、H24～H26年度は自然観察会をNPO団体等に委託して開催していたが、H27年度からは生物多様性センターが主体となって実施している。しかし、指導者を対象とした研修会が少ないことや、社会人への理解促進を図ることが重要であるため継続が必要。
		生物多様性保全のモデル校やモデル地域、モデル営農組織、モデル企業などを設置し、支援する。	生物多様性保全・再生モデル地区（今治市大三島地区、愛南町一本松地区）を設定し、各地域保全団体の設立及び活動支援を実施。今期は2地区の設置となったが、学校組織等の参画も必要と考えることから、継承した活動を実施する。
		生物多様性ポスターコンクール、俳句コンテストを実施する。	ネイチャーマップ作成に伴い、アクション標語や自然公園の風景写真の募集を行い、広く県民へ生物多様性及び自然の利活用の推進を図った。公募することで県民の生物多様性に係る関心を高めることができた。
		エコツアー推進組織を立ち上げ、モデルプログラムの作成やガイドの養成を支援する。	エコツーリズム協議会会員により23種（H27実績）のツアーが造成された。エコツアーの長期的な継続はまだ難しいことから基礎的なツアー維持や新たなツアープランの作成支援を行っていくことが必要。
		「生物多様性啓発資料」の作成、配布する。	「ネイチャーマップ」及び「外来生物って何？」（リーフレット）、外来生物注意喚起チラシ等を作成し配布を行った。しかし、生物多様性自体の理解促進を図る資料が少ないことから、引き続きわかりやすい資料作成に取り組み、生物多様性の内容の理解促進に努める。
		自然観察会、生きもの調査など県内での生物多様性関連行事を一元管理し、広く情報発信する。	自然観察会の開催や生物多様性保全・再生モデル地区（今治市大三島地区、愛南町一本松地区）活動の推進支援、えひめ生物多様性パートナーズ事業に係る「えひめいきもの応援キッズ」の学習支援等を行うと共に、広くマスコミを通じて生物多様性を広報した。しかし、今後は一元管理ではなく連携を図り互いに発信する体制を構築していく。
	ライフスタイルの転換	ライフスタイルに関する生物多様性配慮指針を作成する。	H25年度にネイチャーマップを作成し、アクション標語を掲載して生物多様性に配慮したライフスタイルへの取組を推進した。
	協働・連携、ネットワーク化	えひめの生物多様性保全推進協議会を設置する。	協議会の設置には至っていないが、生物多様性センターの活動を通じて各主体と連携・検討を行った。今後は、協議会ではなくネットワーク化の構築を目指す。
愛媛県生物多様性センターを設置する。		H24年4月に愛媛県生物多様性センターを設置。	
えひめの人と生きもの学会の設立を支援する。		えひめの人と生きもの学会については設立に至らず、ゆるやかな関係者のネットワーク形成を目指していたが未だ充分な状況となっていない。今後は、ネットワークの体制整備と充実強化に努める。	
生物多様性えひめフェアを実施する。		愛媛県生物多様性普及推進フォーラム（H23年度）、ワンダフル・エミフル（H24年度）、内なる生物多様性発掘ワークショップinイオンモール新居浜（H25年度）、生物多様性地域セミナー in えひめ（H25年度）、生物多様性フェスティバル（H26年度）等を開催。今後は、一貫したテーマを持った催しを考えていくことも必要。	
えひめの生物多様性博を実施する。		大きな博覧会を催すことはできなかった。しかし、えひめ生物多様性パートナーズ事業として取り組み、県科学博物館、県立とべ動物園、久万高原町河山岳博物館、松野町虹の森公園おさかな館と連携した学習会を実施した。	

②指標についての実績と検証

目標項目	戦略策定年(H23年)	現状値(H28年)	目標値(H28年)	備考
生物多様性の認識度	39%	55%	51%	県下全域でアンケート調査(1,030人対象)
	「生物多様性」の言葉も意味も知っている13%、言葉のみ知っている42%となっており、言葉の認識度は向上したが、意味を理解している割合はまだ低い。そのため、次期戦略では生物多様性の意味の理解促進を図ると共に、理解したことによる野生動植物の保護・保全を進めるよう更なる普及活動を進めていくこととする。			
住民座談会及びワークショップ開催回数	—	332回	200回	ワークショップ開催
	生物多様性に係るワークショップを300回以上行ったことから、目標を達成した。			
生物多様性カード枚数	—	125枚	100枚	HPでプログラムを紹介
	生物多様性に係るワークショップをベースに、県下で体験できる125の生物多様性体験プログラム(生物多様性カード)に取り纏めHPで公開していることから目標は達成した。			
えひめの人と生きもの学会(仮称)加入数 (えひめの人と生きものネットワーク)	—	—	100人	
	えひめの人と生きもの学会については設立に至らず、ゆるやかな関係者のネットワーク形成を目指していたが未だ十分な状況となっていない。			
保育士、教員等を対象とした生物多様性保全のための研修会(自然観察会等)開催	—	1回	6回	
	平成25年11月には「自然観察指導員研修会」を開催したが、他には保育士や教員等教育関係者を対象とした研修会は開催できていないことから、次期戦略では教育関係者や社会人を始め年齢層等に合わせた研修会を開催し、伝えることができる人材育成を行う。			
子供・大人向け啓発資料の作成	—	5種類	5種類	
	「ネイチャーマップ」及び「外来生物って何？」(リーフレット)、外来生物注意喚起チラシ等を作成し配布を行った。 しかし、生物多様性を伝える啓発アイテムが少ないため、今後は生物多様性の理解促進が図られる資料作成を行う。			
エコツーリズムコンテンツ造成数	—	24種類	10種類	協議会会員ツアー造成数(H27年度実績)
	エコツーリズム協議会会員がツアー造成に取組み、目標以上のツアーが造成された。			
生物多様性フェア等の開催回数	—	5回	3回	
	愛媛県生物多様性普及推進フォーラム(H23年度)、ワンダフル・エミフル(H24年度)、内なる生物多様性発掘ワークショップinイオンモール新居浜(H25年度)、生物多様性地域セミナー in えひめ(H25年度)、生物多様性フェスティバル(H26年度)を開催。目標は達成した。			

2 今後の課題

平成23年12月に策定した戦略に基づき、県民総ぐるみで生物多様性の保全に取り組むため、まず、県民一人一人が、自分と生きものとのつながりを見出し、守り伝えることに重点をおき、3つの目標の達成に向けたそれぞれの行動計画と、その中から本県の実情を踏まえ、重要かつ緊急性の高いものを5年間の2大重点推進プロジェクトとして位置づけ、各施策を実施してきました。

これまでの実施状況からみた、本県における生物多様性の保全と持続可能な利用に向けての主な課題は、次のとおりです。

(1) 希少種をはじめ自然環境の監視や種の生息・生育地の保護管理の強化

①調査データの整備、活用の促進

依然として本県の生物多様性は危機的な状況にある中、生物の生息・生育状況は、環境の変化によって刻々と変化していることから、既存のデータも一定期間での見直しが必要です。また、データをもとに、希少種とあわせて重要な生態系を抽出すること等により、本県の生物多様性の保全につなげていく必要があります。

また、レッドリストの作成やデータの見直しにあたっては、調査や地域の情報収集が必要ですが、調査を担っている研究会等において今後の人材不足が懸念されていることから、環境学習等を通じた人材育成や、野生動植物の調査活動を行っているNPO団体等との連携による情報収集など、新たな取組が必要です。

②生物多様性の危機に対する対策の推進

環境アセスメントに該当しない規模の公共工事(改修含む)等への環境影響評価や、シカ、イノシシなどの野生鳥獣による被害、外来生物に対する防除など取組の強化のほか、少子高齢化の進行を踏まえ、里地・里山・里海の保全、再生活動への支援や自然環境に配慮した農林水産業の推進など、人間の活動と生物多様性の調和をより図っていく必要があります。

さらに、地球温暖化の緩和に向けた森林などの吸収源対策や太陽光や風力、水力、バイオマスといった再生可能エネルギーを導入する場合、動植物や生態系への影響を少なくし、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮しながら推進していく必要があります。

(2) 社会経済活動における生物多様性への配慮と「生物多様性の恵み」である地域資源を活用した地域づくり等の推進

①社会経済活動における生物多様性の組み込み

有機農業及びエコえひめ農産物などは、安全安心かつ自然環境にも配慮したものであることから、消費者への普及啓発と販売の促進を図るほか、民間(企業)についても事業活動が生物多様性と深くかかわっていることから、事業活動における生物多様性への配慮や、認証制度、社会貢献活動(CSR)による生物多様性保全活動への取組について、県内企業への普及を図る必要があります。

②地域資源の積極的な活用

本県には、東予、中予、南予の各地域それぞれの自然環境や、生物多様性の恵みである農林水産物や加工品、伝統工芸や文化があり、これらの地域資源の発掘による地

域づくりが進められているところです。これらを活用あるいは伝承していくことは、生物多様性の保全や持続可能な利用に適うものであることから、新たな資源の発掘の取組や魅力創造の支援を推進していく必要があります。

(3) 生物多様性に関する理解不足への対応

県民へのアンケート調査からも、生物多様性の認識不足が判明していますが、生物多様性保全の各種施策を進めていく上においては、まずは県民の方々が、生物多様性とは何か、生物多様性の保全がなぜ必要なのか理解し、生物多様性保全に関心を持っていただくことが重要です。

今後において、教育機関、事業者、NPO等各種団体などの協力を得ながら、私たちの暮らしが生物多様性の様々な恵みとかかわり成り立っていることや、生物多様性の危機による影響などをわかりやすく示すなど、理解を深めるための普及啓発に取り組むとともに、自然とふれあう機会の充実やライフスタイルの転換の提案を通じて、生物多様性保全を広く地域社会に浸透させていくことが必要です。

(参考) 県民の意識の現状における課題

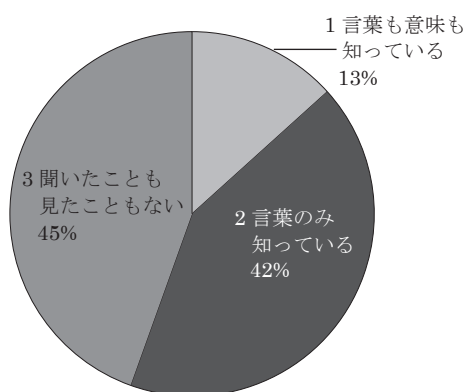
平成 21 年に実施した県民世論調査によると、「生物多様性」という言葉を知っている 12.1%、聞いたことがある 26.9%、知らない 61.0%となっており、認識度は低いものでした。しかし、その後の生物多様性の普及啓発活動により、平成 28 年に実施した生物多様性に関するアンケート調査では、「生物多様性」の意味も言葉も知っている 13.3%、言葉のみを知っている 42.2%、聞いたことも見たこともない 44.5%となっており、認識度は向上したものの、まだまだ意味の理解促進は図られていません。

また、同アンケート調査では、自然や生きものについて関心をもっている人が 77%（非常に関心がある 12%、関心がある 65%）となっており、生きものや自然に関心をもっている人は多いといえる状況です。

そのようなことから、県及び各自治体、各NPO団体等により、子供はもとより大人が楽しめる自然観察会等を開催し、生きものに触れ合う機会を提供していく必要があります。

また一方では、保護活動の一環としてホタル・ドジョウ・メダカ等の放流やホテイアオイ等植物の移植などが各地で行われていますが、地域の実情を踏まえないで行う安易な行為は遺伝子のかく乱など、その地域の生態系を崩すことにもなりかねないことから、外来生物への正しい理解を進め、外来生物は「入れない」、「捨てない」、「拡げない」とした被害予防三原則を推進する必要があります。

生物多様性に対する県民の認識度(平成28年度 生物多様性に係るアンケート調査)



- 調査地域 愛媛県内(東予、中予、南予)
- 調査対象 県内在住の男女
- 調査時期 平成28年6月～8月
- 標本数 1,030人
- 調査方法 聞き取り記入

【参考】内閣府による世論調査(平成26年7月)

「言葉の意味を知っている」	16.7%
「言葉は聞いたことがある」	29.7%
「聞いたこともない」	61.5%

(4) 連携・協働による推進体制の構築

①生物多様性の浸透推進を図るためのネットワークづくり

生物多様性センターを設置し、生物多様性アドバイザー制度の創設・活用や、保全・再生活動を行う団体の育成等を実施しているところですが、今後推進し、保全等の活動を定着していくためには、NPO法人等団体や教育機関等とのネットワークを構築し、地域を交え、協働で取り組んでいくことが必要です。

また、NPO法人等や地域団体の活動等に地域外の県民や企業等が参画できるような仕組みづくりも必要です。

②活動主体の交流や情報交換の場の提供

野生動植物の調査や、生物多様性保全について、県下各地でNPO法人等や学校での活動が実施されているところですが、交流や活動事例を発表する機会等を提供することにより、更なる活動の継続や協働へのつながりを図っていく必要があります。